

海外派遣プログラム報告書

氏 名：永井香帆

派遣先：自由権規約委員会（ジュネーブ）

派遣期間：2015年6月27日～7月27日

1. ジュネーブで行った業務

① 国家報告審査の委員からの質問事項のドラフト作業

自由権規約委員会委員の岩澤雄司教授のアシスタントとして、教授の担当国のうちマケドニアへの質問事項のドラフトを行いました。

② 国家報告審査への出席

それらの質問がなされ国家が返答する国家報告審査の場にも同席し、質疑応答を傍聴しました。質疑応答の中で国家からの回答が不十分な点を見つけ次第、追加質問用の原稿をさらに作成しました。

③ NGO ブリーフィングへの参加

NGO が行うブリーフィングにも同席し、情報を収集したうえで質問事項に盛り込みました。また、NGO が個人的に話しに来ることもあったので、そのようなときは情報をもらい国家側の主張と照らし合わせてうえで質問原稿に追加しました。

④ 個人通報審査の傍聴

自由権規約委員会の個人通報制度の審議を傍聴した。事前に資料に目を通し事件の概略と原案を読み、委員たちの議論を聞きました。委員たちの議論は高度に専門的で難しい面もありましたが、大変勉強になりました。

⑤ ジュネーブにいる国際機関日本人職員の方々にお話を伺う

UNHCR, WHO, WTO, ILO 等、ジュネーブにはたくさんの国際機関があり、国際機関で働く職員の方々にお話を伺う機会も豊富にありました。日本人だけでなく韓国人や中国人といったアジア系の職員の方のお話も伺えました。また、日本政府代表部に訪問しお話を伺う機会もありました。

2. 印象的だったこと

これまでほとんど海外に出たことがなかったので、ジュネーブに来てたいへん世界が広がりました。大きくまとめると以下の四点が印象的でした。

① 英語を学ぶ重要性を痛感

日本のエリート像において英語力は必須のものではなく、就職活動などでも思考力などをベースに選考し業務に応じて英語を身につければなおよしという程度の扱いです。しかし、それは日本だけの話で、国際標準は違うということを海外に来て初めて知りました。海外の学生は、その国のエリートの条件として英語力が課され、そのため英語を学ぶインセンティブもあり、英語がよくできるということを感じました。私は自分の可能性が語学力という殻に閉じ込められていく恐怖と悔しさを感じました。

特に印象的だったのは、他の UN メンバーのアシスタント達とランチをしていたときのことです。彼女たちは abortion について議論していたのですが、私は一言も発することができませんでした。abortion については知識も興味もあったのに、語学力により議論に参加できなかった自分を悔しく感じました。さらに、彼女

私たちは必ずしも英語ネイティブの国の出身ではないこともあり、私がネイティブや帰国子女ではないことは言い訳にならないと思いました。

このような経験から、是が非でも英語を勉強しなければならないと強く感じました。これまでは日本の外の世界のことを知らなかったし考えたこともなかったのですが、日本の外に広い世界が広がっていると知って、日本国内だけで働いて行こうとすると自分の選択肢が極端に狭まると気づかされました。

② 国際法の限界から国際法の可能性へ

自由権規約委員会の国家報告審査を傍聴して当初感じたのは国際法の限界でした。強制力がないので、いくら質問をしてもはぐらかされ勧告をだしても無視されて終わりです。個々の状況を改善して行くのはあくまで各国の国内でその状況を変えようと頑張る人たちだと感じました。

しかし、日本政府代表部や WTO、ILO の職員の方たちにお話を聞いて、弁護士という職業としては、むしろ国際法に可能性を見いだすようになりました。

そもそも日本では国際法のプロが圧倒的に足りていないと感じました。政府内は数年単位で人事異動があるためノウハウや人脈が蓄積されず、アドバイザーとして弁護士が関わって行く必要性を感じました。これまでの渉外弁護士は外国の法令を紹介したり、外国に日本法を紹介したりするだけでしたが、今後は国際法を使って国際的なルールづくりや外国の法制に関わって行く必要があります。もちろん国際法の限界もよく分かりましたので、国際法ですべてが解決するとは思いませんが、国際法をも一つの手段として使える弁護士になりたいと思いました。

また、自由権規約委員会の議論を聞いていて、語学力等のビハインドはあるものの、国際法の前ではどの国の法律家も平等なのは魅力的だと思いました。外国法を紹介するだけの渉外弁護士は、現地の法律事務所の言っている法律論に逆らえない部分があり、それをつまらなく感じていたので、その点、国際法を扱う弁護士になれば、面白い仕事ができるのではないかと思います。

以上のように、国際法の限界を知り、それを踏まえつつ、しかし弁護士業としては国際法にこれからの可能性を見いだすことができました。

③ 労働法・女性の問題への興味

初めて海外に来て驚いたのは、働く人の横柄な態度でした。労働に対する考え方として、日本は消費者に優しいのに対してヨーロッパは労働者に優しいと感じました。労働に対する考え方の違いから、多国籍企業や海外に拠点を置く企業で労働者管理や労働者同士の関係に問題が生じているというのは前にも聞いたことはあったのですが、よりはっきり問題が感じられ、国際的な局面での労働関係に興味を持ちました。

さらに、自由権規約委員会の女性率の高さに驚きました。たまたま人権分野だから国際関係だから女性人気が高いのか、各国ともジェンダーバランスを気にして体裁を整えるべき女性を多く出しているのか、働く環境が違うから女性も活躍できるのか、何が原因でこのような事態が生じているのかとても不思議に思いました。

また、自由権規約委員会内で様々な分野の議論を聞くなかでも、労働法と女性の問題は自分自身強い関心があると感じました。これまでは一度に様々な分野の話を書くということがなかったので、自分の関心事を発見することもなかったのですが、今回の傍聴がその良いきっかけになりました。

そこで、女子差別撤廃委員会を傍聴に行ったり、ILO の方に会いに行ったりしてお話を伺いましたが、やはりそれらの分野は専門分野として仕事を成り立たせて行くのはなかなか難しいように感じました。これからは色々と調べて、これらの問題にどのように関わっていけるか考えていきたいです。

④ 生まれ育った国に住んでいられる幸せ

言葉も分からず、勝手も分からず、知り合いもないという状況をこれまで想像したことがありませんでした。しかし、海外に来て初めて、生まれ育った環境を離れる大変さを理解できるようになり、日本に来ている外国人（これまでは全くの無関心でした）にも今度から優しくしようと思いました。また、難民や移民の問題についてもより身に迫って考えることが出来るようになったと思います。

このように、ジュネーブ滞在はこれまで気づいていなかった事に気づき、考えた事がなかったことを考える良いきっかけになりました。見える世界が広がり、今後のキャリアを決定していくうえで大きな転換点になり、本当に貴重な経験だったと感じています。

派遣の為に尽力頂きました方々には感謝の言葉も見つからないくらい感謝しています。今後ともこのような取り組みが継続し、より多くの方が貴重な経験を得られるといいなと思います。

